令和2年度の事業報告書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

特定非営利活動法人 happiness

1 事業の成果

- (1) 子ども若者支援としての対象年齢拡大については他団体との連携もあり 15 歳~18 歳までの女子児童を対象とした居場所運営を実施することができた。対象年齢が上がったことにより、中高生世代を取り巻く SNS による犯罪の身近さや、どういった課題を抱えているかを垣間見ることができた。情報収集や発信に関してはコロナ禍による影響でオフラインイベントを実施することができなかった。
- (2) 特例認定の取得を完了し、組織の収入面、管理面にて基盤を固める準備ができた。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(1) 刊足が首刊記載に所る事本			
事業名 (定款に記載した事 業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 受益人数
子ども支援活動及び 教育事業	こども食堂又は 学習会の開催 困難を抱える家庭へ の食事面での支援	(A) 毎週水曜日 17:00~20:00 (B) 唐橋文教会館 (C) 474人	(D) 唐橋学区に居住する小中学生とその保護者(E) 1374名
	子ども食堂 普及イベント	(A) 実施なし (B) ー (C) ー	(D) — (E) —
イベント及び ワークショップ事業	地域イベント等への参加	(A) 実施なし (B) ー (C) ー	(D) — (E) —
	ハピネス交流ひろば の 開催	(A) 年に33回 (B) happiness*café (C) 3名	(D) 地元地域の不特定多数(E) 138名
就労体験・職業訓練 による就労支援事業	happiness*café に て従事し、自己のキ ャリアアップにつな げる	(A) 毎週火・金 (B) happiness*café (C) 3名	(D) 社会的課題を抱 える当事者 (E) 1名